別記第1号様式（第7関係）

会　議　録

附属機関又は会議体の名称		令和４年度豊島区特別職報酬等審議会
事務局（担当課）		総務部　総務課
開催日時		令和４年１１月８日（火）９時３０分　～１１時１５分
開催場所		区役所５階　庁議室
出席者	委　員	石原　裕、加藤　竹司、木川　嘉一、白熊　千鶴子、鈴木　利治、 中島　義春、守屋　仁子、山口　実、山本　道子
	事務局	教育部長、総務課長、人事課長、人事課給与担当係長、 総務係長、総務グループ担当
公開の可否		一部非公開　　傍聴人数　０人
非公開・一部非公開の場合は、その理由		豊島区行政情報公開条例第７条第２項に掲げる非公開情報を扱う場合があるため
会議次第		議　事 １．開　　会 ２．諮　　問 ３．資料説明 ４．質　　疑

審　議　経　過　　No.　1

議事

・本審議会は、区長より「区議会議員の議員報酬及び期末手当の額、区長、副区長及び教育長の給料の額並びに期末手当の額について」諮問を受けた。

・事務局より資料について説明した後、質疑応答を行った。

（説明資料・参考資料）

・２３区　年収一覧　（区長、副区長、教育長、議長、副議長、委員長、副委員長、議員）
・当審議会の開催経過及び報酬等改定経過
・区議会議員及び特別職の報酬等特例的減額経過
・手取給与額推移（区長、副区長、教育長）
・議員報酬手取額
・政務活動費会派別支給状況
・令和４年　特別区、東京都及び国の給与改定勧告及び報告の概要
・令和４年　特別区人事委員会勧告の概要
・課税標準額の区分別納税義務者数の推移（豊島区、２３区）
・生活保護受給者の推移
・国民健康保険料の滞納世帯数の推移／国民健康保険の資格証・短期証発行の推移
・就学援助認定者の推移（小学校・中学校）
・豊島区職員手当の種類と概要
・令和３年度豊島区普通会計決算について（別冊）

総務課長：ただいまから令和４年度第１回豊島区特別職報酬等審議会を開催いたします。

本審議会は改選後、第１回目の審議会となっております。皆様の任期は、豊島区特別職報酬等審議会条例第４条の規定により令和６年４月２９日までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

（委員紹介）

総務課長：なお、本日は委員全員の皆様、ご出席いただいておりますので、定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

（事務局紹介）

それでは、審議に先立ちまして、豊島区特別職報酬等審議会条例第５条に基づきまして新たに会長を選出する必要がございます。

よろしければ、事務局案をお示ししたいと存じますがいかがでしょうか。

（異議なし）

総務課長：それでは、会長につきましては、A 委員にお願いしたいと存じます。委員の互選によって定めることになっております。皆様、いかがでしょうか。

（異議なし）

総務課長：では、会長をＡ委員に決定させていただきます。よろしくお願いいたします。
それでは、以降の進行を会長にお願いをいたします。よろしくお願いいたします。

会長：会長に選任していただきました。２年間ということでございますが、会長の職を務めさせていただきたいと存じます。
なお、あらかじめ、職務を代理する方を決めたいと思います。代理につきましては、特別職報酬等審議会条例第５条第４項によりますと、会長が指名するということになっておりますので、私からご指名申し上げます。
B 委員にお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

会長：では、B 委員、よろしくお願いいたします。
ただいまから、第１回豊島区特別職報酬等審議会を始めさせていただきます。
区長から本審議会に対して諮問がございます。本日は、区長に代わりまして、齊藤副区長よりお願いいたします。

（諮問の写し配付）

齊藤副区長：諮問第１号、豊島区特別職報酬等審議会会長、鈴木利治様。
特別職の報酬等について、諮問。豊島区特別職報酬等審議会条例第２条第１項の規定に基づき、下記事項について、貴審議会の意見を求めます。
記、区議会議員の議員報酬及び期末手当の額、区長、副区長及び教育長の給料の額並びに期末手当の額について。
令和４年１１月８日。豊島区長、高野之夫。
それでは、ご審議のほど、お願い申し上げます。
最近、公務員の特別職ではなく一般職の職員のほうも、ここ数年、ほとんど給料が上がっていない状況で、それに従い、私たち特別職も同じように給料は上がっていない状況です。今回は、特別区の人事委員会が一般職の職員について、特別給のほうも０．１月ではありますが、引き上げるという勧告をしておりますので、そういった点を加味していただき、議員の皆様、そして私ども特別職の報酬の在り方について、いろいろご議論いただいた上で、結論をいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたし

ます。

会長：なお、副区長は公務のため、ここで退席となりますことをご了承ください。

齊藤副区長：失礼いたします。

会長：続きまして、本日、傍聴を希望される方はいますか。

総務課長：本日、傍聴を希望される方はおりません。

会長：ここで、本審議会の審議並びに会議録の公開に関して、事務局より説明がございます。

総務課長：本審議会の公開に関しましては、原則公開とさせていただいております。審議の対象が個人情報に関わる場合には、そのことを明らかにした上でそれ以降を非公開とさせていただいております。

会議録につきましては、委員の固有名詞は省き、同一会議録の中では、同一人を同一の記号等で表記した上で、要点で会議録を作成することとし、会議の公開としてきたところでございます

今後の取扱いについても、これまでと同様の取扱いにしたいと考えておりますが、いかがでございましょうか。

会長：ただいま総務課長から説明がありました、会議の公開並びに会議録の作り方について、ご意見のある方がいらっしゃいますでしょうか。従前どおりの扱いということでよろしいでしょうか。

（異議なし）

会長：それでは、事前にお送りしていた資料について、事務局から説明をお願いいたします。

なお、事務局からお送りした資料をお持ちでない方は、事務局にお申出ください。

総務課長：（資料説明）

人事課長：（資料説明）

会長：以上で、事前に配付させていただいた資料の説明が終わりました。この資料について、質問があれば、皆様からお考えをお出しいただき、ご意見をまとめさせていただこうと思っております。

なお、令和３年度までは月例報酬、月例給与についてだけの諮問で、年収を構成する手当については諮問事項でなかったということでしたが、本年度からは月例報酬給与並びに、手当ということで、手当についても諮問事項になりました。これまでも実際のところ、期末手当についてもご意見頂戴していましたが、諮問の中に含まれておりませんでしたので、答申については、あくまでも月例報酬給与についてだけでございましたが、本年度からは月例報酬給与並びに期末手当と、こういうことでございますので、その双方についてのご意見を頂戴したいと思います。

まず資料についての補足説明を求めるというご意見があれば、承ろうと思いますが、資料についての補足説明、特に必要がないということであれば、もう本論について、要するに、月例報酬給与、それから手当の額について、どのようにしたらよろしいのかというご意見を承りたいというふうに思いますが。

C 委員：一つだけ、よろしいですか。

会長：どうぞ。

C 委員：書類が皆さんも金曜日に到達したばかりだと思うので、恐らく皆さん読み込めていないと思います。今の説明だけだとちょっとよく分からない。数字見ても分からないのですが、議員さんとか、区長さんとかの報酬はどうするかというとき、例えば、うちの豊島区の職員の方で、部長職の方が年俸で大体どのぐらい取れているのかなということは公開できることですか。ちょっと比較するときに高いとか、安いというのが漠然として、分からないのですが、平均でやっていると。そういうことは公開してよろしいのかどうか。

人事課長：比較的に若い部長級で約１，１６０万円です。

C 委員：１，１６０万ですか。

人事課長：はい。年齢が高い人だと、もう少し上がります。

C 委員：分かりました。どうもありがとうございました。

会長：区の職員についても、年齢、経験いろいろあるというので、今、中間的なところの年収の平均でいくと、１，１６０万くらいという数字だということでございます。

それから、今年の特別区人事委員会の勧告を拝見すると、月例給で８９６円という差を解消するということでありますが、すべて解消するのではなくて、初任給と若年層の給料月額をアップするというふうに給与表を直すと。ということは、中堅以上は据置きということですね。

人事課長：はい。若手のほうに手厚くしております。

会長：そうですね。

それから、期末手当・勤勉手当については、年間の支給月数を０．１月引き上げるが、この０．１月は勤勉手当に、勤務成績によって、幅のある、こちらに割り振るとのようです。

そうすると、議員のほうは、比較的若くて議員になる方もいるが、特別職の方は、どちらかというと、中堅より上なので、月例給与でいうと、引上げのないようなところに相当すると。議員というのは、それぞれ選挙人から付託を受けて、選任されているので、その意味でいうと、年齢が比較的若くであっても、中堅以上の職員と比較してもいいような地位と責任と思う。

特に議員というのは、一般職の職員と比較するのは、なかなか難しいところがあるが、皆様のほうから順にご意見を承っていきたいと思います。

名簿順ということで誠に恐縮ですが、ただいまご質問いただきましたばかりですが、C 委員、ご意見ございましたら承りたいと存じます。

C 委員：全体のことですか。区長さんとか、そういう意味じゃなくて。

会長：はい。全体のことでの。もし質問があれば、ご質問を先に受けて。ご質問は省略して、もう端的に特別職の月例給与、それから議会関係者の月例報酬を仰っていただいてもかまいません。

C 委員：去年少し、特別職の方、年間では引き下げられましたね。だから、それを元に戻すということですか、まずは。それもこの答申の中に入ってくるということですか。

総務課長：はい。昨年度は０．１５か月引下げです。

C 委員：去年、何か特別区人事委員会の指摘の上に改定を行わないことが決定と言われたけど。特別給については、０．１５引下げとかという結論でしたね。

総務課長：はい。

会長：そうですね。ですから、こちらの諮問と別に議会のほうで、種々ご判断をされてお決めになったということのように思います。

C 委員：そういうことですね。

総務課長：はい。昨年度の人事院勧告は、期末手当０．１５か月減額をせよというものでございました。

C 委員：それに準じたということですね。

総務課長：はい。それに準じた改定です。

C 委員：そうすると、今回０．１増やしましょうということですから。もしかしたら、０．１増やしましょうという結論になるかもしれないのですね。

総務課長：はい。

C 委員：分かりました。

それで、評価って、すごく難しいですが、僕らはよく区長さんのやっていることを色々なところでお目にかかって、そういう方にとって区長の給料は少ないと思います。ですが、どこの区を見ても、それほど多くもなく、ナンバー１でも、ナンバー２３でも、そんなに大きく金額が変わらないので。多分、見ながらいろいろやっているのでしょうが、最下位であることは必要ないような気がします。普通に評価して、今、国ですら、２％、３％、労働組合なんかは６％昇給したいというふうに言っている時代なので、やはり、当然これだけいろんな諸物価が上がっていますし、それは区長さんでも、副区長さんでも、議員の方たちでも、やっぱり昇給というのがあるべき時期になったのではないか私は思っています。

それが財政との関係で何％というのは、僕ら、分からないですが、やはり少しは去年と比較したら、こうなっているなというふうになっていただけたらありがたいなと思っております。

以上です。

会長：そうすると、具体的には。

C 委員：具体的には２％かその程度は最低でもできたらいいなと思っています。

会長：それから、期末手当については、昨年度は一般職員が０．１５引下げ、本年は一般職員が０．１上げるということですので、もし上げるとすると、一般の職員なら。

C 委員：期末手当はそういう形になるのかなと思います。去年の文章から言って、そうかなと思います。

会長：では、D 委員、いかがでしょうか。

D 委員：特別職、教育職、いろいろ資料が出ましたが、大体真ん中辺ぐらいのところを出ているということで。まあまあという感じですね。

以上です。

会長：結論としては、月例給のほうは、特別是正を必ずしもしなくてもよろしいと。こういうことでございましょうか。

D 委員：はい。

会長：そうすると、手当のほうは職員が引き下げられた０．１５が０．１ですけれども、戻すということですので、職員と同じ程度の引上げということであれば、よろしいでしょうか。

D 委員：はい。

会長：E 委員。

E 委員：いつも感じますが、この報酬を審議するときに平均値と、それから民間がいつも比較対照していますよね。これ、比較対照にもなるか分かりませんが、願わくば豊島区の職員並びに、特別職の人たちが他区よりも非常に優れた報酬をもらっているというふうになってもらえると豊島区民として、ちょっと自慢できるかなというふうに思います。

なぜかというと、今ここで申し上げる問題ではないですが、最近の区のいろんな情勢を見ますと、区制９０周年、それから１００年に向けて、いろんなイベントをやっていますよね。これは、もう他区に誇るべきことだと思います。それに関わる区長、並びに職員の人たちの労力というのは大変なものだと思います。

したがいまして、私は、給与は冒頭、副区長もおっしゃっておったけども、非常に物価上昇の中で苦しい中で、しかも今最低賃金法も上がりましたよね。したがいまして、僕は上げるのに賛成します。

なぜかというと、区、収入と支出のバランスを考えたときに、そんなに大きな金額ではないかなというふうに思います。

そうであれば、働きがいのある区、役所であってほしいなというふうに思い願いながら、そんな提案をさせていただきます。

したがって、結論から言うと０．１５アップで。もっと上げたいですが。

会長：要するに、昨年削った分くらいは戻してもいいのではないかと。

E 委員：もちろん。もちろん。できれば、その倍上げてもらえればなというふうに考えております。

以上です。

会長：月例給のほうは物価が上がっているのだから少し上げてもよろしいのではないかと、こういうことですか。

E 委員：そうですね。月例給と、それから月例給、基本的にはそんなに変わってないですが、期末手当なんか、フォローしているような気がします。なので、基本的な月例給が上がっていかないと、期末も反映されないのではないかというのが私の思いです。

したがいまして、両方、上げ幅を希望します。

以上です。

会長：F 委員、いかがでしょうか。

F 委員：０．何％引き上げたとか、いろいろ言われていますので、ちょっとその点にははっきりした意見は言えないですが。区長が２３位とか、ほかの特別職も見ても、真ん中辺ではない。もうちょっと豊島区で、区制９０周年で、区長も職員も財政赤字から黒字に向けて頑張ってきたということなので、その頑張ってきている働きに対しての報酬というふうに考えると、ちょっと２３区内では寂しいかなと思うので、もう少し報酬を上げて、できるだけ豊島区がこれだけの頑張ってきたということを見せるためにも、２３区内で１０番台というか、もうちょっと上げてほしいと。それに対しての報酬を幾らどのぐらい上げるかは全く見当が私はつかないので、全てお任せいたします。

ただし、もうちょっと底上げをしてほしいということです。

会長：そうしますと、手当のほうは去年０．１５削ったやつを今年０．１戻すということだから、０．１戻すということ、そのものについては特に異論はないと、こういうことでございましょうか。

F 委員：０．１５が妥当なのか、妥当でないかというのは判断が分からない。もちろん、それ以上下げるということではなく、もう少し、０．１５よりアップできるのであればしてもらいたいかなと思いました。

会長：G 委員、いかがでしょうか。

G 委員：毎回こういう形で出させていただいて、基本的には特別区人事委員会の勧告どおり、今までやってきたわけですね。それと恐らく違うようなことはやっていないと思いますが、そういう中で、物価が上がって、一般の給与と公務員の給与格差があるということで、今回の人事委員会勧告があるわけですから。特に、公務員、特別職は少し違いますが、一般職に関しては、団結権はあっても、団体交渉権等はないという状況の中で、国として、こういう人事院制度やっているわけです。そこが今回は月例給０．２４、特別給０．１引き上げるという勧告があるわけですから、人事委員会勧告に従って、やっぱり特別職の給与も同じように考えるべきと思います。

ちなみに、今まで違うようなことはないですよね。

総務課長：はい。現区長が区長に就任した当時は財政赤字が大変大きかったために、区長、副区長、特別職は臨時的、特例的に給料の減額をしておりますが、そういったことが解消されて以降は、ほぼ人事委員会勧告どおりです。人事委員会勧告で引き上げの勧告が出ていても上げていないという状況もありましたが、ほぼ人事委員会勧告どおりというところです。

G 委員：はい。そういう状況ですからね、やっぱり私は人事委員会勧告どおりで進めるべきだと思います。

以上です。

会長：H 委員、いかがでしょうか。

H 委員：以前、区長が２３位であることを誇りに思って頑張りますということをおっしゃっていましたが、やはり私も上げてほしいなと思っています。目に見えて、区が動いているのを私も感じておりますし、やはり次の人材を育てていくためには、日本全体の給料が上がらない中で、押しなべてというように、上がっていく方向性をみんなでつくっていかなくてはいけないと思います。

０．１５だったのが戻るということは上がらないということなので、私もやっぱり C 委員が言ったとおりに、０．２ぐらい上がったらいいなという気持ちであります。

会長：月例給のほうは、一般の職員の若手は上がって、中堅以上は上がらないということですが、そのぐらい上げてもいいのではないかということでしょうか。

H 委員：はい。

会長：I 委員。

I 委員：私は、今、一般庶民が物価高でこれだけ苦しい中で、それから３０年ぐらいにわたって賃上げがされていないような不景気のどん底にいて、まだ、さらに物価が上がるだろうという予測される中で、特別職だけが上げるというのはどうかというふうに思っています。

私自身、東池袋中央公園で毎週土曜日、「ごはんプラス相談会」というのをやっています。行列に並ぶ人たちが５００人、毎週います。すごいことだなと思って、こんなことは今までもなかったことで。聞いてみると、やっぱり物価の高騰が影響したり、それから年金が減らされたり、それから高齢者の医療費の負担が増えてきていると。それからコロナによって、失業したり、もう聞いてみると大変なのですよね。こういう思いがあるものですから、そういうときこそ、特別職の人たちも思いをはせてほしいなと思っ

ています。

　それから、私、前にも言いましたが、イケバスが、当初計画では１８０万ぐらい年間黒字になると言うことでスタートしましたが、とんでもないことで、利用者が少なく、去年の１０月は２００円だった運賃を１００円に引き下げたとか、それから、９月にバスの故障が何台か続いて、とうとう４８便あったのが２６便になったとかね。これは大変な責任だと思います。

　これから、あと５年か、６年で耐用年数がまた変わっていくわけですから、もっと持ち出しが出てくると思います。もうイケバス破綻だなと思っていますが。それならやっぱり、がらがらのバスを走らせるより、最寄りの駅や病院や区役所なんかにも行けるようなコミュニティバスの導入を前から思っていますが、そういうのを進める行政であるべきだと。そういう意味で、給料を最低でも据え置いて、頑張ってみると。一般庶民の側に立って、頑張ってみるということが必要だなというふうに私は思っています。責任を取って、本当は引き下げたほうがいいですが、少なくとも据置きだろうなと思っています。

会長：月例給料報酬についてということのように拝聴いたしましたが、手当のほうは。

I 委員：手当も特に。

会長：上げないと。こういうことですか。

I 委員：そうですね。

会長：はい。B 委員。

B 委員：はい。私は、今回の人事委員会勧告の本年のポイントというところの月例給が若年層と初任給を上げるというところに着目していたのはとてもよかったかなと思っています。この年代の人たちというのは今子育てを一生懸命やっている時期でもありますし、やはりその辺に目を向けていただけたのがいいかなと思いました。

　それから、私たちも今年区制９０周年で色々なイベントにお声をかけていただき、楽しませていただきましたけれども、それは、やはり今年の職員の方たちがいかに大変だったかというのはすごく分かりました。先ほどもどなたかがイベントとかおっしゃっていましたが、やはり普通の民間の会社でしたら、今年何かそういうことがあったら、少し特別手当というか、ボーナスに反映しようかとするところもありますね。公務員というのは、そうもいかないのかもしれませんけれども、気持ちとしては、そういうのはすごくあります。

　それから、今、I 委員がおっしゃったのも、私も子ども食堂の関係で、いろいろなことで存じておりますけれども、昨年もお聞きしましたが、生活保護の認定者の推移というのと、それから国民健康保険の滞納の世帯数というのがあって、これはグラフでいく

と下がっておりますので、それもすごくよかったなと思いますので、私も先ほど、C 委員がおっしゃったように０．１とは言わず、０．２ぐらい上げていただきたいなというふうに思いました。

それから、給与制度とか、環境の整備に関する意見というところに、３段目に男性職員の育児休業の取得と促進というのがありますが、これが私の目に留まりました。今日も来るときに保育園の前を通りましたが、男の方が２割、３割と送り迎え、していますね。それが民間では、まだかなりの数になっているかなとは思っていますが、職員の方はどうなのでしょうかと。ここには一応、東京都全区の３０％の目標値ときさいがありますが。豊島区では、どのくらいのパーセンテージに達しているのかなと気になりましたので。後ほどでいいですので、お伺いしたいと思います。

以上です。

会長：どうぞ、人事課長。

人事課長：男性職員の育休の取得率ですが、国が目標として掲げているのが３０％で、豊島区はもう５０％を超えております。

B 委員：うれしいです。ありがとうございます。

人事課長：女性が１年など長く取得するのに比べますと、男性は長く取得する人も増えてきましたが、３か月とか少ない人だと１か月と期間はまだ短いです。ただ、確実に取得する人は増えております。

B 委員：ありがとうございます。

そういう雰囲気に、皆さん、職場の人が持っていったほうがいいのではというふうに思います。やはり三つ子の魂百までもということで、３歳ぐらいまでは、両親が一生懸命育てたほうがいいかなというのが、この年になって、すごく分かることですので、よろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

会長：皆さんのご意見を拝聴いたしますと、月例給については据え置くというご意見の方がお二人で、あとは０．２４％程度上げてもよいのではないかというご意見の方のほうが少し多いのかなという感じです。

最後に私の意見としては、一般の職員については、全体として、０．２４％ということですが、初任給、若手のほうにその財源を全部補填すると。中堅以上のほうは、言わば据置きですので、私としては、中堅以上の職員の月例給が据置きということであれば、特別職、あるいは議会関係の方も月例給与・報酬は据置きということでやむを得ないかなというように思いますが、皆様のご意見を聞いておりますと、特に区長、副区長辺りは、別段、この２３区の平均を上回っているという数字でもないということなので０．２４％程度の引上げがあってもよいのではないかと。こういうご意見のように拝聴

いたしました。

それから手当については、昨年０．１５引き下げたものが、今年は０．１だけ戻るというような勘定なので、この程度を上げてもよいのではないかと。というご意見の方が大多数であったかというふうに拝聴いたしました。

私としては、月例給は据置きでもいいかなというふうに思いましたが、０．２４というのがどのぐらいになるのかということを、今ちょっとはじいてみましたら、区長が９７万４，８００円の月例の本給のほうですね。これに０．２を掛けると、２，３３９円。それから、地域手当のほうが１９万４，９００円なので０．２４か月、４６７足して、月例で２，８００円ぐらいということだろうかなと思うので。

あと、こちらのほうの諮問に対して、区長部局、あるいは議会の関係の方向でどのようにご判断されるか。これは、こちらはあくまでも諮問に対して、答申として、大方の意見がこういうことでありましたということで、答申をさしあげるという立場なので、答申は答申として、０．２４、一般の職員が上がるということであれば、それに準じて、上がるということでもよいのではないかと。これは、たしかパーセンテージで示すのではなくて、数字で答申をするという扱いでしたかね、先例としては。

総務課長：月例給の上げ幅はパーセンテージです。

会長：パーセンテージでいいのですね。

総務課長：はい。期末手当は、月数でいただいていることが多いかと思います。

会長：そうですよね。したがいまして、特別職、それから議会の関係については、０．２４％程度の月例報酬給与を引き上げるべきであると。

それから、手当については、今後、職員に倣って、０．１月分増加すべきであると。こういうご意見ということで取りまとめをさせていただければと思っております。

このほか、Ｉ委員のおっしゃったバスの件についてはこういう意見があったということで、意見の理由のほうで反映させていただくということで取りまとめさせていただければなと思っております。

C委員：すみません。ちょっと議長、一つだけよろしいですか。

会長：どうぞ、どうぞ。

C委員：さっき言っていたのは、特別手当のところはこれのとおりで、０．１か月で。

会長：０．１か月ですね。

C 委員：２％とかと言ったのは、月次の昇給のことなので。多分、職員にはベースアップ

があると思います。議員さんとか、特別職の方たちにはベースアップがないので。

会長：そうですよね。

C 委員：僕は２％ぐらいというのはそういう、今、月の数と、何かパーセンテージがちょっとごちゃごちゃした話になっていて、混同しているところがあるような気がしたのですが。特別手当はこのとおりで０．１戻すでいいのではないかなと。昇給のほうは、自分としては２％ぐらい増やしてもいいのではないかという意見でした。

会長：分かりました。そうすると、据置きという意見のほかに０．２４。それから、むしろ特別職ずっと押さえていたから、ここで２％ぐらい上げる……。

C 委員：それでよいのではないかと。自分は。
　この０．２４％というのは、公民較差の、その瞬間のことでベースアップのこととか、そういうのはまた別かなと思いますので。

会長：そうですね。一般の職員の場合は、給与表で昇給されれば、月例給自体が増額改定ということになるわけです。

C 委員：ええ、なっているとも思いますので。

会長：特別職、議会関係については、そういうことがあり、議会関係の場合は、最初当選したとき、議員となるわけですが、副委員長になったり、委員長になったり、副議長になったり、議長になったりということはありますが、これは議長になっても、また職が終わると、一般の議員になると、こういうことなので。ちょっとその辺が一般の職員の場合とは、いささか違っていると。そういう意味で２％ぐらい、こういうときに、上げておかないとかわいそうじゃないかと。これは、意見の中にぜひ入れておいてください。
　そこで、今日色々なご意見いただきましたので、少し時間をいただきまして、答申に修文をしていただいて、理由の中で思いの丈がちゃんと反映されるように文章をつくっていただきますので。いましばらくお待ちください。
　修正後、皆様に一読していただいて、ご意見があれば、さらに修正等すると。こんなことにしたいと思います。
　これは参考ですが、今日までの段階で、２３区の中で、特別職の報酬について、当区と同じような委員会制度を設けていて、結論が出ているという区もありましょうか。

総務課長：２３区、問合せをかけております。その中では、月例給については据置きが１３区で。まだ検討中が１０区という状況でした。
　一方、期末手当につきまして、据置きが２区、現在検討中が８区、０．１か月が１０

区、０．０８か月が３区という状況でした。０．０８か月の根拠は何ですかと確認をしましたら、職員が０．１か月上げる、その上がり幅が、特別給でいうと、０．０８か月に該当するという回答でございました。

会長：なるほど。職員の平均の０．１というのは、特別給に置き換えたら、０．０８ぐらいだと。

（休　憩）

会長：それでは、皆様おそろいですので、審議再開をします。

事務局のほうで、答申案ができたということでございますので、皆様の机上に配付をさせていただきました。

では、答申案を事務局のほうから読み上げていただきます。

総務課長：答申案、読み上げさせていただきます。１ページからです。

豊島区特別職の報酬等に関する答申。

豊島区特別職報酬等審議会は、令和４年１１月８日、豊島区特別職報酬等審議会条例第２条第１項の規定に基づき、区議会議員の議員報酬及び期末手当の額、区長、副区長及び教育長の給料の額、並びに期末手当の額について、区長から諮問を受けた。

本審議会はこの諮問を受け、特別区人事委員会勧告の概要、区議会議員の議員報酬、及び区長等の給料の特別区比較等の各種資料を基に社会経済情勢等を考慮しつつ、公平かつ、公正な立場に立ち、慎重に審議を行った。

１、報酬等の額。次のとおり、実施することが適当である。

（１）区議会議員の議員報酬の額、並びに、区長、副区長、及び教育長の給料の額、０．２４％引き上げることが適当である。

（２）区議会議員の期末手当の額、並びに、区長、副区長、及び教育長の期末手当の額、０．１か月引き上げることが適当である。

２、理由。区議会議員は、二元代表制の一翼を担う区議会にあって、主体性、自律性を保ちながら区の意思決定を担う重要な職責を担うとともに、議会活動を通じた行政経営のチェックを行うなど、その活動は広範多岐にわたっている。

一方、区長、及びこれを補佐する副区長は、区政課題が山積する中、多様化する住民ニーズに応え、区民の福祉向上と未来を見据えた区政運営を牽引する立場にある。また、新型コロナウイルス感染症の感染者数は減少傾向にあるものの、第８波への懸念をはじめ、予断を許さない状況にある。このような状況において、常に区政の先頭に立ち、区民の命を守らねばならず、その職責はますます重要となっている。

教育長についても、教育委員会を代表するとともに、教育委員会事務局の指揮監督者として、教育行政を進めていくという重責を担っている。報酬及び、給料の額、及び期末手当の額はその果たす役割の重要性と職責に似合うものであることが望ましいと言える。

一方で、区の基幹歳入のうち、令和３年度の特別区税は過去最大となった前年度に比べ０．８％の減であったが、財政調整交付金は前年度に比べ１２．９％の大幅な増と、コロナ禍前の令和元年度決算とほぼ同程度の水準まで回復した。

しかしながら、ロシアによるウクライナ侵攻などを契機とする光熱水費や食材などの物価高騰をはじめとして、今後の社会経済や歳入環境は依然として、不透明な状況にある。このような状況の中、一般職について、令和４年１０月１１日に、特別区人事委員会より、月例給については公民較差８９６円、０．２４％を解消するため、初任給及び若年層の給料月額を引き上げることが適当。特別給については、年間の支給月数を０．１か月引上げの上、勤勉手当に割り振りとの勧告がなされた。

以上のことを踏まえ、本審議会は本年度の答申に関しては、社会経済情勢及び職員の給与勧告の状況等を総合的に勘案し、一般職と同等に、報酬及び給料の額、並びに期末手当の額を引き上げることが適当であるとの結論に達した。

３、意見。

この答申をまとめるに当たり、各委員があらゆる角度から審議し、様々な意見を出し合ったところであるが、最終的には多数決により、審議会の意思決定を行ったところである。

なお、審議の過程で、各委員から次のような意見が寄せられた。議員及び区長等は重い職責を担っており、その職責、職務に似合う報酬等が必要であり、また特別職はベースアップがないことからも２％程度の報酬及び給料の額の引上げを検討するべきである。

他区に比べて、９０周年事業に精力的に取り組んでおり、成果に見合うよう年収ベースで報酬及び給料の額を引き上げるべきである。働きがいのある役所であってほしい。

次の人材を育てていくという視点でも、報酬及び給料の額、並びに期末手当の額の引上げを望む。

一般職の月例給がなかなか上がらない中で、議員や特別職の給料の額を引き上げることには疑問があり、据え置くべきである。

イケバスの運行が赤字となっているため、政策的な責任を取るべきである。

以上でございます。

会長：事務局のほうで用意していただいた答申案を読み上げていただきましたが、修正あるいは追加のご意見があれば承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ、Ｉ委員。

Ｉ委員：最後のイケバスの運行が赤字となっているため、政策的な責任を取るべきという言い方を私はしてないと思いますが。

総務課長：申し訳ございません。

会長：そうしたら、どんな表現だったらよろしいですか。

I 委員：イケバスについては、総合的にはこういうことになるかもしれないけど、責任を取るべきだというと、まるで区長がやめろとか、そういう意味に取れると思うので。そんなことは言っていないので。少なくとも庶民の立場に立って、コミュニティバスも走らせたらどうかとか、そういう意味で言ったので。

会長：そうすると、イケバスの運行が赤字となっていることに鑑み、むしろ、コミュニティバスの運行を検討すべきであると、こういうことですか。

I 委員：そうですね。こういうところで、いつまでも続けるべきではないと。どんどん便は減ってしまい、とうとう半分以上減ってしまったのですよね。それで、税金も相当使い出したので。１億７，０００万でしたっけね、今年だけでも。そういうことを考えると。

会長：そうすると、イケバスの運行が赤字となっていることに鑑み、コミュニティバスの運行を検討すべきであるということでしょうか。

I 委員：そうですね。直接は、この報酬とは関係ないところになると思いますけど。

会長：いえいえ。意見ですから。あとは池袋東中央公園で実施している「ごはん＋相談会」に多数の人が列をなしている状況あると。ということでよろしいですか。

I 委員：はい。

会長：あとは、いかがでしょうか。

それでは「案」を取って「答申」というふうにできれば、よろしいのですが、今、I 委員のご意見も踏まえて、案を修正して、それを皆様のお手元に送付させていただいて、読んでいただいて、ちょっとここはもう少しというようなことがもしあれば、事務局のほうにご意見をいただいて、修文については、私のほうが事務局のほうから相談を受けた上で、確定をさせるというようなことで、確定をしたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

会長：ありがとうございます。

それでは、そのような手続を経た上で、後日、区長に答申をさせていただくということにしたいと思います。

本日は、朝早くから役所のほうまでお運びをいただきまして、活発なご審議をいただき、答申案を決定できました。委員の皆様のおかげと深く感謝しております。

ここで、事務局から連絡があります。

総務課長：本日はありがとうございました。

答申書につきまして、最後のページ部分に委員名簿を添付いたします。作成の際、審議会の会長の押印をするため、委員個人の署名、捺印は省略をさせていただきます。

先ほど会長からもご説明いただきましたとおり、答申案を皆様にご確認をいただきますが、昨今、郵便事情があまりよろしくなくて届くのに時間がかかってしまうという状況がございますので、大変恐縮ですが、メールもしくはＦＡＸで答申案を送らせていただきたいと考えてございます。

なお、本日の会議録につきましても案が出来上がりましたら、皆様にお送りいたします。皆様のご自身の発言をご確認いただきまして、修正がございましたら事務局までご連絡をいただけますよう、よろしくお願いいたします。

本日は誠にありがとうございました。

会長：以上をもちまして、令和４年度第１回豊島区特別職報酬等審議会を終了いたします。ありがとうございました。